

お互いを認め合い、思いやりがあふれる地域社会を目指して



- ▶外国人は、多様な文化、価値観、ライフスタイルを持っており、こうし た違いやそれらに対する無理解により、外国人であることを理由とした 就職差別や賃貸住宅への入居拒否等が発生しています。また、特定の民 族・国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとし て社会問題になっています。
- ▶東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等をきっかけに外国 人と接する機会はますます増加することが予想されます。
- ▶それぞれの文化や生活習慣を尊重し、多様性を受け入れ、差別や偏見の ない地域社会にしていくことが大切です。

■ ヘイトスピーチ解消法(平成28年6月施行)

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推 進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」では、不当な差別的言動 は許されないことを宣言しています。

区役所の代表番号 (3802) 3111 区民の声 (FAX) (3802) 6262

■ 東京都オリンピック憲章にうたわれる 人権尊重の理念の実現を目指す条例

東京都が、平成30年10月に制定したもので、本邦外出身者に対す る不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進のための規定を設 けています。

障がい者

- ▶障がい者が日常生活や社会生活を営む上で、障がいへ の無理解から生じる偏見や差別、建物・施設等の段差 や移動手段等の物理的な障壁、情報収集やコミュニケ ーションに関する障壁、就職や生活に関わる制度・慣 行的な障壁等さまざまな障壁が存在し、このような障 壁を取り除いていくことが求められています。
- ▶障がいの有無にかかわらず、お互いを理解し、共に支 え合う地域社会にしていくことが大切です。

障害者差別解消法(平成28年4月施行)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」では、不 当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。

合理的配慮の例

- ●段差がある場合にスロープ等を使って補助する●通路を広くする
- ●点字や筆談等、伝達手段を工夫する●障がいの特性に応じて座席等を用意する
- 12月3日~9日は障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により定められました。

インターネットによる人権侵害

- ▶スマートフォンやタブレット端末等の通信機器の普及し、時間や場所を問わずインターネットに接 続できるようになり、利便性が高まり情報発信が容易になる一方、匿名性等を悪用したプライバシ 一侵害や名誉棄損等の人権侵害が発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。
- ▶中でも、インターネットを利用した差別的な書き込みや、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別 的言動(いわゆるヘイトスピーチ)、同和問題(部落差別)に関して差別を助長するような内容の書 き込み等が深刻な問題となっています。
- ▶インターネットの利用にあたっては、その利便性を享受するだけでなく、他者の人権への配慮に心 がけるとともに、情報が悪用されることのないようセキュリティにも留意することが大切です。

人権侵害の例

- ●特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別 的な書き込み
- ●SNSや無料通話アプリ等を使ったいじめ
- ●個人が特定される写真や動画の無断掲載
- ●個人情報(名前・住所・電話番号・メー ルアドレス等)の無断公開等

子ども

- ▶全国的に急増している児童虐待 や、いじめ、不登校、体罰、児童 売春、児童ポルノ等、子どもを巡 る人権問題は、周囲の目につきに くいところで発生しており、子ど も自身が声を出せない、または声 を出しにくい状況にあります。
- ▶未来を担う子ども達を一人の人間 として尊重し、温かく見守り、健 やかな成長を支える地域社会にし ていくことが大切です。

児童虐待とは

子どもの心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害であり、次の4種類に分類さ れます。

身体的虐待

- ●たたく、殴る、蹴る
- ◆やけどを負わせる
- ●投げ落とす
- ●溺れさせる
- ●激しく揺さぶる ●首を絞める 等

- ●子どもへの性的行
 - ●家に閉じ込める
 - ●自動車の中に放置する

ネグレクト

- ●性器や性交を見せる●食事を与えない
- ●ポルノグラフィーの 被写体にする等

為・暴行

ひどく不潔にする

ていかない

心理的虐待

- ●言葉による脅し、脅迫 ●無視、拒否的な態度
- ●兄弟・姉妹間での差別的
- ●病気なのに病院へ連れ●子どもの前での家族への 暴力

性自認・性的指向

- ▶性自認とは、自分自身の性別に対する自分の認識で、「心の性」と言われることもあります。 心と体の性が一致していないことによる周囲からの偏見の目や差別的な取り扱い、自分が望む 性別で生活が送れないことに対する葛藤等で、悩み、苦しんでいる人がいます。
- ▶性的指向とは、恋愛や性愛の対象の方向を示すもので、自分の意志で変えたり、選んだりでき るものではないと言われています。性的指向が同性や両性に向いていることにより、周囲から 興味本位で見られる等、差別や偏見に悩み、苦しんでいる人がいます。
- ▶性自認および性的指向に関しては、LGBT(右記)等と呼ばれることもあります。
- ▶性は多様であることについて理解を深め、差別や偏見のない地域社会にしていくことが大切です。
- 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

東京都が、平成30年10月に制定したもので、性自認や性的指向を理由とする不当な差別の解 消および啓発等の推進を趣旨とした規定を設けています。

次の言葉の頭文字を取って作られた言葉です。

- ●レズビアン…………女性同性愛者 **G**ゲイ……男性同性愛者
- ⑥バイセクシュアル………両性愛者

上記のほか、男女どちらにも恋愛感情を抱か ない人や自分の性を決められない、わからない 人など、さまざまな人がいます。

女性

- ▶性別に基づく差別や固定的な役割分担意識は、いま だに人々の意識や社会の慣行の中に見受けられ、職 場等におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・ 出産等を理由とする不利益な処遇等の問題のほか、 配偶者・パートナーからの暴力(DV)、性犯罪等 の重大事案も発生しています。
- ▶女性も男性も性別に関わらず、相互の立場を尊重し、 協力し合える地域社会にしていくことが大切です。

高齢者

- ▶人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となる中、 年齢を理由とした就職差別や賃貸住宅の入居拒否、 介護者による身体的・心理的虐待、無断での財産処 分等が問題となっており、高齢者を狙った特殊詐欺 や悪質商法等も後を絶ちません。
- ▶高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮 らせる地域社会にしていくことが大切です。

災害に伴う偏見や差別

- ▶過去の災害時には、風評に基づく心ない嫌がらせ等 が発生し、避難所等においては、プライバシーの確 保や高齢者・障がい者等に対する配慮等が課題とな りました。
- ▶災害は人命だけでなく、日々の生活や働く場を奪う 等の大きな被害をもたらします。困っているときだ からこそ、偏見や差別を排し、お互いを思いやり、 支え合っていくことが大切です。

路上生活者

- ▶景気や産業構造の変化等の社会的な要因等を背景 に、路上生活を余儀なくされている路上生活者に対 して、偏見や差別意識等から、嫌がらせや暴行事件 等の事案が発生しています。
- ▶路上生活者の置かれている状況や自立支援の必要性 を理解し、偏見や差別のない地域社会にしていくこ とが大切です。

アイヌの人々

- ▶北海道を中心とした地域に古くから住む先住民族と して、独自の生活様式と文化を築いてきたアイヌの 人々は、明治以降の政策により、生活基盤や文化が 失われ、さまざまな差別を受けてきました。
- ▶令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが 尊重される社会を実現するための施策の推進に関す る法律」では、アイヌ民族が先住民族であると初め て明記されました。
- ▶現在、都内にもアイヌの人々が暮らしており、その 歴史・文化等について正しく理解し、差別や偏見の ない地域社会にしていくことが大切です。

人身取引

- ▶性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引(トラ フィッキング)は、重大な犯罪であるとともに、基 本的人権を侵害する深刻な問題です。
- ▶国は、平成16年に「人身取引対策に関する関係省 庁連絡会議」を設置するとともに、平成26年には 「人身取引対策行動計画2014」を策定する等、国 を挙げて防止に向けた取り組みを行っています。

ハラスメント

- ▶嫌がらせやいじめを意味するハ ラスメント(右記)には、さま ざまな種類があり、職場や日常 生活等の場面で、相手を不快に させ、尊厳を傷つけ、不利益を 与える発言や行動が問題となっ ています。
- ▶常に相手の立場に配慮した言動 を心がけることが大切です。

ハラスメントの例

- ●セクシュアル・ハラスメント
- ――相手の意に反する不快な性的言動 ●マタニティ・ハラスメント
- ―妊娠・出産等を理由とする不利益な処遇等
- ●パワー・ハラスメント――職場内の優位性を 背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為等
- ●カスタマー・ハラスメント

ました。

―――顧客や取引先からの著しい迷惑行為

11月25日~12月1日は

犯罪被害者週間

平成17年に閣議決定された「犯

罪被害者等基本計画」において、犯

罪被害者等基本法の成立日である

12月1日以前の1週間が定められ

犯罪被害者とその家族

- ▶犯罪被害には、犯罪による身体、財産等 の直接的被害のほか、メディアの過剰取 材や周囲の心ないうわさ、中傷、偏見に よる精神的被害等の二次的被害があり、 日常生活が一変することもあります。
- ▶誰もが犯罪被害者となる可能性があるこ とを踏まえ、犯罪被害者やその家族の立 場に立って考え、支援する地域社会にし ていくことが大切です。

▶刑を終えて出所した人やその家族に対 する、偏見等により、住居の確保や就 職が困難であったり、悪意のあるうわ さが流布されたりする等、社会復帰の 際のさまたげとなっています。

刑を終えて出所した人

▶罪を償い、更生し、社会の一員として 円滑に暮らすためには、家族や職場、 地域等が協力し、差別や偏見のない地 域社会にしていくことが大切です。

HIV感染者やハンセン病患者等

- ▶HIV感染・エイズ、ハンセン病等の 感染症は、病気に対する知識や理解が 不足しているために、職場、医療現 場、社会生活等のさまざまな場面にお いて、患者や感染者、その家族が差別 や偏見にさらされた歴史があります。
- ▶感染症に対する正しい知識と理解を深 めることにより、差別や偏見のない地 域社会にしていくことが大切です。

北朝鮮当局による拉致問題

- ▶1970年代から1980年代にかけて、北朝 鮮当局により、多くの日本人が拉致さ れ、区内にも拉致の可能性がある特定失 踪者が存在しています。
- ▶重大な人権侵害である拉致問題の解決 は、国民的な課題であると同時に、国際 社会全体で取り組むべき課題であり、関 心と認識を深めていくことが大切です。

12月10日~16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月、「拉致問題その他 北朝鮮当局による人権侵害問題への 対処に関する法律」が施行され、本 週間が定められました。

●・・・・・・ 同和問題(部落差別)●・・●・・●

- ▶歴史的な過程で作られた身分制度や人々の意識に起因する差別であり、我が 国固有の重大な問題です。
- ▶同和地区(被差別部落)出身という理由だけで、就職、結婚等における差別 や落書き等が発生しています。
- ▶インターネット上での悪質な書き込みや、不当な差別的扱いを助長・誘発す るために、特定の地域を同和地区である旨を掲載する等の事案も発生してお り、依然として問題が根深く存在しています。
- ▶平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、現 在も部落差別が存在しているとの前提に立ち、近年の情報化の進展に伴い、 部落差別に関する状況に変化が見られることを踏まえ、差別解消を推進し、 部落差別のない社会の実現を図ることを目的に制定されました。
- ▶同和問題(部落差別)を正しく理解し、差別をせず、また、差別をさせない 地域社会にしていくことが大切です。